【特定施設を設置する工場または事業場から公共下水道へ排除してはならない下水の基準】

- (1) 次の基準を適用しない特定施設は、水質汚濁防止法施行令別表第一第66号の3に掲げる施設です。
- (2) 次の基準に適合していても、また適用しない工場または事業場であっても別途除害施設の設置または必要な措置をしなければならない基準に適合しない場合は除害施設の設置または必要な措置をしなければなりません。

Νo	項目	基準	左記基準が適用されない工場または事業場
1	カドミウム及びその化合物	┃ ┃1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下	
	シアン化合物	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム以下	
- 2	有機りん化合物	検出されないこと。	
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下	
	一 六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下	
	私素及びその化合物	1リットルにつき八両ノロム0:03ミックノムの下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき収銀0.005ミリグラム以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
	ポリ塩化ビフェニル	11リットルにつき0.003ミリグラム以下	
	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下	
	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0 . 1ミリグラム以下	
	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下	
1 2	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
	1・2 ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	
	1・1 ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム以下	
	シス 1・2 ジクロロエチレン	1リットルにつき 1、4ミリグラム以下	
	1・1・1 トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下	
1.8	1・1・2 トリクロロエタン	1リットルにつき3.06ミリグラム以下	
1 9		1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
	- ファロロフロベン テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	
2.1	2 クロロ 4·6 ビス(エチルアミノ) s トリアジン(別名シマジン)	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	
	S 4 クロロベンジル = N·N ジエチルチオカルパマート(別名チオベンカルブ)	1リットルにつき0.2ミリグラム以下	
	3 + プロロペングルード ドークエアルアオカルバマー(加日アカペンカルク) ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
	セレン及びその化合物	1リットルにつきも・「ミックラム以下	
	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム以下	
	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下	
	1・4 ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム以下	
	フェノール類	1リットルにつき 5ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	 1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
2 9	銅及びその化合物	1リットルにつき銅3ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
	亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛2ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
	鉄及びその化合物(溶解性)	1リットルにつき鉄10ミリグラム以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
	マンガン及びその化合物(溶解性)	1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
	クロム及びその化合物	1リットルにつきクロム2ミリグラム(日間平均値0.1ミリグラム)以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
	ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム以下	ロコにノジーではる肝山小ジェル・ジェンファーファイ河ジェッのたけが手来物
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1リットルにつき 1 0 にコノンム (4 ド	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
	水素イオン濃度	水素指数5を越え9未満	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場または事業場
3.7	生物化学的酸素要求量	1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場または事業場
	浮遊物質量	1リットルにつきらの8ミリグラム未満	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場または事業場
J 0	/ルマルヘキサン抽出物質含有量		・自コル・ションは1761年ロハの王1100年1177、「1777年の工物のたは事業物
3 9			 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場または事業場
	(2) 動植物油脂類含有量	1リットルにつき30ミリグラム以下	- ロコに、ハー・347の北田いの王1100五川、 「ルル川の工物をには事業物
<u>4</u> N	室素含有量	1リットルにつき日間平均値60ミリグラム未満	 1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
	主系百行里 りん含有量	1リットルにつき日間平均値10ミリグラム未満	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場